

## 用語等の解説

### 1 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

なお、本報告書において、統計表によっては以下のとおり区分している。

法人事業所

会社組織その他の法人組織に属する事業所をいう。

個人事業所

個人経営による事業所をいい、法人組織になっていない共同経営の事業所を含む。

単独事業所

他の場所に、同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所(1企業1事業所)をいう。

本店

他の場所に、同一経営の支店、支社、営業所などをもち、それらすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、その他の事業所は「支店」とする。

支店

他の場所にある本店などから統括されている事業所をいい、支店又は支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商業を営む事業所及び本店などから統括されている一方、他の事業所を統括している事業所を含む。

法人企業

法人事業所の単独事業所及び本店に法人事業所の統括管理事務所(商品の仕入、販売を行わないで、管理業務だけの本店又は本部)を加えたものである。

なお、法人事業所の統括管理事務所は、統計表の法人企業編(第36表から第38表)のみに集計され、その他の統計表には含まれていない。

### 2 卸売業

主として以下の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使われる商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわら等)などを販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所(管理的事務のみを行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店・営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店・営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業ではなく卸売業とする。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売上の代理又は仲立を行う事業所(代理商・仲立商)

一般に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

なお、統計表第33表では、以下のとおり区分している。

製造業の販売事業所

製造業者が別の場所で営業している自己製品の卸売事業所(本店が製造業の支店)

製造業の販売事業所以外の卸売業

上記 以外の卸売事業所

### 3 小売業

主として以下の業務を行う事業所をいう。

個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業ではなく小売業とする。ただし、修理を専業としている事業所は、修理のために部品などを取り替える場合であっても、修理業(大分類Q - サービス業(他に分類されないもの))とする。

製造小売事業所

自ら製造した商品を、個人又は家庭用消費者に、製造した場所で販売する事業所。

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として個人又は家庭用消費者に訪問販売又は通信・カタログ販売を行う事業所

販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある事業所。

官公庁、会社、工場、遊園地などの施設内にある売店等で、当該施設経営主以外の事業主によって経営されている事業所

#### 4 従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、事業所の業務に従事している従業者及び就業者をいう。

従業者とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは、従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ、「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主をいう。

「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けない者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で、給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

期間を定めずに雇用されている者

1か月を超える期間を定めて雇用されている者

平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請けとして別経営の事業所の業務に従事している者を言う。

「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、常用雇用者のうち「パート・アルバイトなど」に該当する者全員の1日当たりの労働時間の合計を8で除した値を、1日当たり8時間労働するパート・アルバイトなどの人数とみなした概念上の数である。

#### 5 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間に、事業所が商品を販売した額をいい、消費税額を含む。

なお、本報告書において、統計表によっては以下のとおり区分している。

仕入先別の年間商品販売額(法人事業所のみ)

本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などから帳簿上、商品の振替えを行った場合の当該商品の販売額。

自店内製造

事業所が小売販売するためにその場所で商品を製造した場合の当該商品の販売額。

生産業者(親会社)  
自社の株式総数の50%を超える株式又は資本の50%を超える出資口数を有する生産業者から商品を直接仕入れた場合の当該商品の販売額。  
生産業者(その他の生産業者)  
上記を除く生産業者から商品を直接仕入れた場合の当該商品の販売額。  
卸売事業所・その他  
他企業の卸売業者又は小売業者から仕入れた場合及び生産業者直営の支店又は営業所などの販売事業所から仕入れた場合の当該商品の販売額。  
国外(直接輸入)  
自社(自己)名義で通関手続を行って国外から商品を直接仕入れた場合の当該商品の販売額。  
販売先の年間商品販売額(法人事業所のみ)  
本店支店間移動  
自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振替えを行った場合の当該振替額。  
卸売業者  
他の卸売業者に商品を卸売した場合の当該卸売額。  
小売業者  
小売業者に商品を卸売した場合の当該卸売額。  
産業用使用者・その他  
産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など)に業務用として商品を卸売した場合の当該卸売額。  
国外(直接輸出)  
自社(自己)名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合の当該輸出額。  
小売計(一般消費者)  
上記から以外の年間商品販売額(年間商品販売額から～の合計額を除いた値)。  
上記、の各金額は、法人事業所のみについて、年間商品販売額に対する割合(%)をもとに算出しており、円未満を四捨五入しているため、掲載上の計算値が一致しない場合がある。

#### 6 その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

なお、その他の収入額の内訳は以下のとおり。

##### 修理料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合の当該修理料。

##### 仲立手数料

他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得られた手数料。

##### 製造業(収入額)

以下の合計である。

自店で製造した商品の卸売販売額

原材料を支給し委託生産したものを自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額

受託製造の加工賃収入額

##### 飲食部門(収入額)

飲食できる設備を有する事業所が、当該事業所内で料理等を提供して得た収入額。

##### サービス業(収入額)

販売商品に関連しない各種修理、クリーニング及び宅配便取次等のサービスの提供によって得た収入額。

##### その他(収入額)

上記から以外のその他の収入額。

なお、上記から各金額は、その他の収入額合計に対する割合(%)をもとに算出しており、円未満を四捨五入しているため、掲載上の計算値が一致しない場合がある。

#### 7 販売方法区分

##### 現金販売

現金で商品を販売した場合の販売額。

なお、小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含む。

#### 信用販売

クレジットカードによる販売

信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合の当該販売額。

掛売・その他

上記以外の信用販売方法による販売額。

なお、上記、の各金額は、年間商品販売額に対する割合(%)をもとに算出しており、円未満を四捨五入しているため、掲載上の計算値が一致しない場合がある。

#### 8 商品手持額

平成 19 年 3 月末日現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額(仕入れ時の原価による)。

#### 9 商品販売形態区分(小売業のみ)

店頭販売

店頭で商品を販売した場合の当該販売額。

なお、定期的に家庭を訪問又は注文を受けて配達販売するご用聞き及び一定地区を巡回する移動販売も含む。

訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合の当該販売額。

通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合の当該販売額。

自動販売機による販売

事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合の当該販売額。

その他

ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記から以外の販売形態で商品を販売した場合の当該販売額。

なお、上記の各金額は、年間商品販売額に対する割合(%)をもとに算出しており、円未満を四捨五入しているため、掲載上の計算値が一致しない場合がある。

#### 10 セルフサービス方式(小売業のみ)

セルフサービス方式とは、客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れる方式をとっていること、売場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行う方式をとっていることの以上3つの条件を満たす販売方法をいう。

本調査における「セルフサービス方式採用事業所」とは、売場面積の50%以上でセルフサービス方式を採用している事業所をいう。

#### 11 売場面積(小売業のみ)

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等)をいう。

ただし、貸店舗(テナント)分は除く。

なお、牛乳小売業、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

また、統計表中の「売場面積 1 m<sup>2</sup>当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。

#### 12 開店・閉店時刻及び営業時間(小売業のみ)

牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所については調査していない。

#### 13 来客用駐車場区分(小売業のみ)

平成 19 年 6 月 1 日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていない。

専用駐車場

自己所有または契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明白になってい

ない来客用の駐車場をいう。

収容台数

専用駐車場に満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

14 チェーン組織区分(小売業のみ)

フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所(フランチャイジー)が他の事業所(フランチャイザー(本部))との間に契約を結び(加盟)、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

ボランティア・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

いずれにも加盟していない事業所

上記、のいずれにも該当しない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン(直営店)、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元卸系のガソリンスタンドなどである。

15 年間商品仕入額(法人事業所のみ)

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいう。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除く。ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含む。

16 電子商取引(法人企業のみ)

電子商取引とは、商取引(=経済主体間での財の商業的移転に関わる受発注者間の物品、サービス、情報、金銭の交換)のうち、物品の受発注に係る業務について一部でもコンピュータを介したネットワーク上でを行っていることをいう。

ただし、本調査では年間商品仕入額、年間商品販売額に占める電子商取引の割合が1%以上のものについて集計している。

なお、電子商取引に係る金額は、年間商品販売額又は年間商品仕入額に対する割合(%)をもとに算出しており、円未満を四捨五入しているため、掲載上の計算値が一致しない場合がある。

17 記号

本報告書中、『-』は該当数値なし、『0』及び『0.0』は零又は四捨五入による単位未満、『』はマイナスを表している。

18 秘匿数値

個々の調査票の内容は統計法により秘密が保護されていることから、個々の事業所の数値が特定されないよう、本報告書では事業所数が2以下に係る数値は『X』で示し秘匿している。

また、事業所数が3以上の場合であっても、秘匿した1又は2事業所の数値が、前後の関係から判明する場合は、同様に『X』としている。

なお、前回調査後に合併した市町村については、合併した市町村の前回調査数値の合計値を掲載しているが、この場合も、前回調査で秘匿した市町村の数値が特定されないよう同様の措置をとっている。

19 地区(平成19年6月1日現在)

県北地区 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、飯野町、大玉村

県中地区 郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

県南地区 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

会津地区 会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

南会津地区 下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

相双地区 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

いわき地区 いわき市